

当法人は魅力ある地域の創造を目的として2002年に発足した団体です。さがまちカレッジや市民大学(教育学習事業)、キャリア支援プログラムやインターンシップ(人材育成事業)、地域情報誌発行や地域の魅力発見プロジェクト(地域発展事業)を通じて、豊かで輝く地域の創出を目指しています。大学・NPO・企業・公益団体・地方公共団体から、学生、教職員、社員、実践家、専門家など多彩なスタッフが参画し、事業に取り組んでいます。

それらの公益目的プログラムには会費収入、事業収入、補助金・負担金収入を充てており、事業の継続のために法人をあげて事業資金の確保に努力しておりますが、 昨今の経済情勢も影響し思うに任せない状況でございます。

つきましては、**自立した市民の生涯学習の充実**と、**地域の未来を担う有為な青年 の育成**に資するために、ぜひこの事業にご理解を賜り、ご芳志をお寄せいただきたくお願い申し上げる次第です。ご高配のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

あなたのご芳志でこれだけの青年が参加できます

1万円のご寄附をいただくと

キャリア支援4 STEP PROGRAM さがまちインターンシップ さがまち学生Club 地域情報誌「さがまち」

多彩な学びを市民に提供する 教育学習事業

●市民公開講座「さがまちカレッジ」

まちづくりの担い手を育成する **人材育成事業**

- ●キャリア支援4 STEP PROGRAM
- ●子ども社会体験推進
- ●さがまちインターンシップ
- ●さがまち学生Club

文化・福祉・産業の発展に寄与する 地域発展事業

- ●地域情報誌「さがまち」
- ●映像情報「さがまちバンバン」
- ●地域情報発信ポータルサイト







寄附金の種類・募集金額・使いみち

一般寄附金

当法人の会員または広く社会の皆様に、常時募金活動を行うことにより受領する寄附金です。 3,000円以上をお願いしております。



皆様からお寄せいただいた寄附金はその全額を前頁に紹介した公益目的事業に充当します。

寄附すると受けられる税制優遇

当法人は **特定公益増進法人**です。

○内閣総理大臣から「公益社団法人」として認定(平成22年10月1日)を受けています。 公益社団法人である当法人への寄附金には、特定公益増進法人としての税法上の優遇 措置が適用され、**所得税(個人)、法人税(法人)の控除が受けられます。**



特定公益増進法人とは、公益法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献、その他公益の増進に著しく寄与する法人で、所得税法施行令第217条で定められています。

個人寄附の場合

所得控除が受けられます。所得控除額※は年間の寄附金合計額から2,000円を引いた金額となります。 〔計算式:所得控除額=寄附金総額-2,000円〕

※総所得金額の40%相当額が限度です。

例:年中の総所得金額が600万円、 寄附金の合計額が1万円の場合、1万 円-2,000円=8,000円が、総所得 金額より控除されます。

法人寄附の場合

法人税の控除が受けられます。一般寄附金の一般損金 算入限度額(a)とは別枠で、特定公益増進法人に対 する特別損金算入限度額(b)が認められています。 (b): 特別損金算入限度額 (資本金等の額×3.75/1000+所得 の金額×6.25/100) ×1/2 詳しくは国税庁HPをご覧ください。

寄附のお申込み

ステップ1

冒頭にある「寄附書」を郵送またはファックスでお送りください。 寄附書はさがまちHPサイトからもダウンロードできます。 https://sagamachi.jp/donation



ステップ 2

「振込案内書」を郵送にてお送りします。 お手元に届いたら当法人が指定する銀行口座にお振込みください。 (現物寄附(資産寄附)については別途ご相談ください)



ステップ3

寄附金の入金確認後「寄附金受領証明書」(領収書)を郵送します。 寄附金受領証明書は確定申告時まで大切に保管してください。 寄附金控除の申告は、対象金額を記載した確定申告書に、寄附金受領証明書 を添付して行います。詳細はもよりの税務署にお問い合わせください。

お問合せ



公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム事務局 〒252-0307 神奈川県相模原市南区文京2-1-1 相模女子大学内 TEL:042-703-8535 FAX:042-703-8536

⊠:info@sagamachi.jp